

# 日本実験力学会 細則

## 第1章 総則

第1条 この細則は、日本実験力学会の会則を運用するために必要な細則を定めたものである。

第2条 この細則を変更する場合には、評議員会において出席委員の過半数の議決を得なければならない。

## 第2章 役員選挙

第3条 評議員および監事の選挙における選挙人、被選挙人は正会員および賛助会員とし、選挙は無記名投票とする。ただし、会長経験者は被選挙人とはせず、評議員会に出席できるものとする。

第4条 評議員の選挙は次の手順で行う。

1. 理事会は分科会および地域を考慮して評議員候補者 55 名を決定する。
2. 選挙管理委員会は評議員候補者を記入した投票用紙を選挙人に配り、選挙人が選択または氏名を記入することにより行うこととする。

第5条 監事の選挙は、評議員選挙と同様に、理事会が決定した監事候補者 2 名から正会員が選択または氏名を記入することによって行う。ただし、合計 2 名とする。同数票のため定数を超える場合は会長が決定する。

第6条 選挙に先立ち、理事会は評議員の内から選挙管理委員長および 1 名以上の選挙管理委員を指名する。選挙管理委員は開票に立ち会うものとする。

第7条 役員選挙に際して正会員が立ち会いを希望する場合にはこれを認める。

第8条 2 名の副会長の内、会長候補副会長は評議員による無記名投票で選出する。選挙の結果、同数票の副会長候補がある場合には再選挙を行う。さらに同数で決定できない場合には年長順とする。

## 第3章 役員の欠員

第9条 会長に事故があり、会の運営に支障があると認められる場合には、評議員会の議を経て会長候補副会長が会長になるものとする。但し、その任期は前任者の残存任期期間として、会長候補の権利を損なわないものとする。

第10条 評議員に事故があり欠員ができた場合にはその任期中は特に補充を行わない。

第11条 理事に事故があり欠員ができて学会の業務に支障があると認められる場合には会長が補充人事を指名する。但し、その任期は前任者の残存任期期間とする。

第12条 監事に事故があり欠員ができて学会の業務に支障があると認められる場合には評議員による補充選挙を行う。但し、その任期は前任者の残存任期期間とする。

第13条 会長となるべき副会長の事故その他により、次の会長が定められない場合には、評議員による無記名投票により選出するものとする。

## 第4章 名誉会員

第14条 名誉会員は理事会が推薦し評議員会および総会の議を経るものとする。

第15条 名誉会員は年次講演会への参加費(講演論文集代含む)を免除する。

## 第5章 シニア会員

第16条 シニア会員の資格を得る条件は、会則第11条に定めるところによる。

第17条 シニア会員を希望する者(申請者)は、本会の定める所定の申請書を、理事会あてに提出するものとする。

第18条 シニア会員は年次講演会の参加費を学生会員と同額とする。

## 第6章 学生会員

第19条 学生会員は、懇親会の費用を正会員の半額とし、研究発表講演会の論文集を定価の3分の1前後で購入できるように計らうものとする。

第20条 学生会員は正会員に準じた権利を保有し、独自で講演発表・論文投稿の権利を有する。

## 第7章 会議

第21条 監事は理事会および評議員会に出席して説明を求め、また意見を述べるができる。

第22条 評議員は会長の同意を得て理事会に出席し、意見を述べるができる。

## 第8章 理事職務権限

第23条 会長並びに副会長の職務は会則による。

第24条 会長は副会長及び理事に下記の職務を担当させることができる。会務別名称およびその定数は次の通りとする。

総務1名(庶務, 会計)

編集1名(会誌編集, 刊行物)

企画1名(講演会, 講習会, 分科会, 諸行事)

交流1名(国際, 国内両交流)

顕彰1名(学会賞表彰, 称号授与)

第25条 総務理事は庶務・会計をつかさどる。庶務として会員、人事、文書、その他庶務に関する事項を、また会計として、予算決算、金銭物品の出納保管、長期財政の検討、その他会計に関する事項をつかさどる。

第26条 編集理事は学会誌、その他刊行物に関する事項をつかさどる。

第27条 企画理事は講演会、講習会等の集会・調査事業などの各種企画、長期企画並びにその他会長の指示する特記事項をつかさどる。

第28条 交流理事は外国の学会との交渉、国際会議等の他に国内の学会との渉外を担当する。

第29条 顕彰理事は学会賞および称号授与に関する募集、決定通知等の事項をつかさどる。

第30条 会長は細則第20条で定める会務名称以外に副会長及び理事に担当を任命することができる。その担当理事の名称は次の通りとし、重複を妨げない。

- ・将来計画
- ・会員増強
- ・情報通信
- ・年次講演会

- ・産業応用
- ・会長指示による会務

第 31 条 理事会の議事内容整理のため理事会に書記をおくことができる。

## 第 9 章 会誌およびその他刊行物

第 32 条 本会は原著論文を掲載する日本実験力学学会誌などの定期刊行物を発行する。

第 33 条 本会は理事会にはかり定期刊行物以外に、有益と認められる出版物の刊行やその他の手段による情報の提供を行うことがある。

## 第 10 章 論文審査

第 34 条 本会に論文審査委員会を置き、原著論文などの審査を行う。

第 35 条 論文審査委員会は、論文審査委員長、論文審査委員で構成される。

## 第 11 章 講演会

第 36 条 本会は講演会、講習会などを開催する。

第 37 条 講演会は実験力学に関する学術講演、特別講演並びに会員の知識向上に必要な事項の講演を行う。講習会は専門知識普及のために行う。

## 第 12 章 分科会

第 38 条 研究分野別に分科会を設置する。分科会は主査、幹事各 1 名、幹事委員若干名、分科会委員若干名をもって構成する。

第 39 条 分科会の設置並びに主査および幹事は理事会の承認を受けなければならない。

第 40 条 分科会の設置期間は 5 年間とする。ただし、理事会の承認により延長することができる。

第 41 条 分科会の主査は評議員会及び理事会に出席して分科会の状況を報告し、意見を述べる事ができる。

## 第 13 章 情報伝達

第 42 条 情報の伝達はインターネットを通じて行うことを基本とする。希望者には郵送で連絡をする。

## 第 14 章 雑則

第 43 条 総会、理事会、評議員会の議事は議事録を作り保存しなければならない。

第 44 条 会員に慶弔ある場合は、会誌にて知らせるなど学会としての意を表することとする。

特に、現・旧会長、副会長、顧問、名誉会員に慶弔ある場合は、格別にその意を表することとする。

## 附則

1. この細則は、2001 年 1 月 1 日から施行する。
2. この細則は、2001 年 12 月 22 日から施行する。
3. この細則は、2006 年 3 月 14 日から施行する。
4. 2008 年 7 月 1 日に第 15 条を追加し、施行する。
5. この細則は、2016 年 9 月 2 日から施行する。
6. この細則は、2018 年 8 月 28 日から施行する。